

【判例研究】

訴訟当事者による証拠破棄に関する
裁判所の陪審への説示について

—Brookshire Bros. Ltd. v. Aldridge, 438 S. W. 3d 9,
2014 Tex. LEXIS 562, 57 Tex. Sup. J. 947
(Tex., July 18, 2014)⁽¹⁾

判
例
研
究

竹 部 晴 美

は じ め に

民事訴訟手続きの最大の目的は正しい判決に達することであり、訴訟当事者や訴訟関係者が公正かつ公平な裁判を受けることは司法の最大の目標でもある。この点につきアメリカの民事訴訟手続きには、ディスカバリー制度が存在し、原則として当該訴訟に関係する情報は全開示が必要とされており、このディスカバリー制度によって証拠の偏在を防ぎ、訴訟当事者に訴訟過程における公正さ (fairness) の実現を認識させるだけでなく、裁判結果に対する満足感を与えることが可能になると考えられている。

しかし、この点につき、「当事者は本当に任意に情報を出し合うのか」「情報

(1) 本稿を Ronald J. Hedges LLC 法律事務所の Ron Hedge 弁護士 (元治安判事) および McCarter & English 法律事務所の Keith J. McWha 弁護士に捧げます。ニューヨークで貴重な時間を割いてインタビューに答えてくださったお二人に心から感謝申し上げます。この二人の先生の協力がなければ本稿は完成しませんでした。

(I would like to dedicate this article to both Mr. Ron Hedge, Ronald J. Hedges LLC, New Jersey and Mr. Keith J. McWha, McCarter & English, New York. I heartfelt thanks to them for providing me the valuable time to respond to my questions. Without their assistance, I could not have done this work.)

なお本研究は JSPS 科研費 25780007 (若手研究 B) の助成を受けたものである。本研究の支援をいただいたことに心から感謝を申し上げたい。

について正直に申告するのか」という疑問が付きまとう。この疑問に対し、徹底した当事者主義をとるアメリカであるからこそ、裁判の公正さを保つため訴訟関係者が訴訟に関係する情報を隠匿した場合に厳しい制裁を設け、適正な情報開示の維持と遂行を図っている。証拠を滅失したり、何らかの理由で破棄された事件では、関連する証拠についての正当な事実認定を損なうことになり、それは裁判の公正さに悪影響を与える。したがって、事実審裁判所はそのような行為を是正し、抑止するために何らかの制裁を課すことについて広い裁量権を持つべきだと考えられている。

一方で、たとえば証拠の破棄行為に関する事実が説示などによって陪審に提示される制裁を課すことは、訴訟の進行過程のなかで、当事者の一方によって惹起された不正行為へと陪審の関心を移してしまい、訴訟の本案から事件の焦点を逸らすことになるのではないかという問題点もある。

そこで本稿では、ディスクバリー手続きで提出しなければいけない、もしくは保存し提出できる状態にしておかなければならない証拠（証拠になり得る情報）を過失で破棄した場合にどのような説示を陪審に与えるかに関する事例を紹介する。本件は、とくに過失によって必要な情報を破棄した場合の陪審への説示（本判決では、spoliation instruction と紹介されている。）が出された判決である。従来は、意図的あるいは悪意性の高い証拠破棄があった場合に、裁判官によるそのような当事者への制裁として陪審には不利益推定説示（adverse inference instruction）がおこなわれてきたが、証拠破棄が過失によっておこなわれた場合については、制裁や陪審に対する説示について明確な基準は存在しなかった。本判決は、この点に対する初めての州最高裁判所の判決であり、今後も各州の実務において参照されてゆく可能性が高く、実務家の間でも注目されている。

我が国においても、民事訴訟法第223条で文書提出について規定し、同法第220条4号イからホでは証拠となるであろう文書情報を提出しないで良い事由が列挙されている。しかし、証拠の隠匿に関する制裁については、同法第224条1項に当事者が文書提出命令に従わない場合の効果が「当事者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる。」として定められているにすぎず、明確な制裁規定が

ないのが現状である。このような日本の文書提出の現状を踏まえると、本判決から学ぶ意義は大いに存在すると考える。

1. 事実の概要

2004年9月2日に原告の Jerry Aldridge (以下、「Aldridge」とする。)は被告の Brookshire Brothers 食料品店 (以下、「Brookshire」とする。)の陳列機の近くで滑って転倒した。転倒したとき、Aldridge は、自分が負傷したことを店の従業員に伝えていなかった。そのため店は転倒したことを調査せず、インシデントレポート (事故に関する報告書、以下「事故報告書」とする。)を仕上げられていなかった。しかしながら、Aldridge は店を出た後約1時間半後に、痛みのために緊急治療室に行った。

同年9月7日に Aldridge は店に戻り、自分の負傷について報告した。研修中の店長であった Jon Tyler は、Aldridge の供述と Aldridge の転倒の時に勤務中だったアシスタントマネージャーの記憶に基づいて当該事故報告書を作成した。事故報告書には、「Aldridge は『Grab N Go』(もってゆく)の容器の外に漏れ出した油で滑った。」と記載されていた。Grab-N-Go は目玉商品の回転式の焼き鶏であり、店のデリで調理され包装されたもので、この調理機器は転倒した場所から約15フィートに位置していた。

Aldridge の転倒は、チェックアウトカウンターの近くに取り付けられた監視カメラによって撮影されていた。カメラの配置が悪く、Aldridge が転倒した床は、床まで垂れ下がった布で覆われていた陳列機によって不明瞭であった。転倒した時、カメラはおよそ30日間の経過後に以前の出来事の記録の上に新たな録画で監視映像を上書き記録していた。

Aldridge が Brookshire に自分の負傷を知らせた後、人事兼危機管理担当副社長の Robert Gilmer は Aldridge が店に入る直前に撮影を開始し、彼の転倒後まもなく終えるおおよそ8分間の映像を保持し、コピーすることを決定した。Aldridge は9月13日に Brookshire が事件のビデオ映像を保有していることを知り、自分の転倒の場面を見たいと思ったので、Brookshire のクレーム部門にコピーに関して照会した。Gilmer は画像を見せることは不適切であると判断し、Aldridge にテープを提供しない旨をクレーム部門に指示したと説明した。

クレーム部門は、「その時の映像のコピーが一つだけだったため、あなたにコピーを提供することができなかった」という手紙を9月29日にAldridgeへ書いた。カメラは10月上旬までには、9月2日の映像に上書きして記録されてしまっていた。

Brookshireは当初Aldridgeの医療費の支払いを始めたが、GilmerがAldridgeの映像を見直し、Brookshireは責任を否定するつもりであると判断した、と伝える手紙を書いた2005年6月1日時点で、支払いを停止した。2005年8月には、Aldridgeの弁護士は、Brookshireのカメラから約2時間半の追加の映像を開示することを要求する手紙を送った。Brookshireはその要求に応じることができなかった。なぜなら映像はほとんど前年に上書き記録されていたからである。

Aldridgeは土地所有者責任理論 (premises-liability theory) に基づき、滑って転倒したために負傷したことを主張し、Brookshireを第12区テキサス州地方裁判所 (Twelfth District of Texas) に訴えた。

滑って転倒した事件で償うためには、被告がたとえば床の上の滑りやすい実態など、店舗内で危険な状態の実際的または推定的な認識 (原文では constructive knowledge, constructive notice と言われることもある。) があったことをとりわけ原告が証明しなければならない。そのためにはつぎのことを示す必要があった。(1) 被告は床に物体を置いたか、(2) 被告は実際に床の上に物体があるということを知っていたか、または、(3) その状態が店舗の所有者にそれを発見するための合理的な機会を与えるほどに十分長い間存在していたかということ、である。⁽³⁾

Aldridgeは、事実審裁判所で、追加のビデオ映像の保存をしなかったBrookshireの行為は証拠の破棄に等しい、またビデオ映像は地面にこぼれたものが床の上であって、Brookshireにそれを発見するための合理的で十分な時間があったかどうかを判断するための重要な問題に役立つ、と主張した。しかもBrookshireはその重要証拠を破棄したのだから、Aldridgeは、破棄について陪審に破棄のあったことの説示 (spoliation jury instruction) を行うことを

(2) Keech v. Kroger Co., 845 S.W.2d 262, 264 (Tex. 1992).

(3) Wal-Mart Stores, Inc. v. Reece, 81 S.W.3d 812, 814 (Tex. 2002).

要求した。

事実審裁判所は、Brookshire Brothers がビデオを破棄したかどうかに関係する証拠について聴取することを陪審に許可し、陪審に破棄についての説示を提示した。そして破棄が訴訟の提訴後に起きたかどうかを判断することを陪審に許可した。ビデオの保存に関して証言する主な証人は Gilmer だった。彼は、Aldridge の調査報告書が完成した後に保存するビデオ映像に関して決定することができた。Gilmer は、Tyler に Aldridge が転倒を示す部分と店に入るところを特定するために転倒以前の 5、6 分間を保存する指示をしたことを裁判で証言した。さらにビデオを保存する目的は、Aldridge が実際に転倒したこと、そして Gilmer が視聴していなかったビデオの残りの部分を「関係がない」と信じていたことを確認するためだったと証言した。Gilmer は滑って転倒する事件での重要な法的問題は、店の従業員が危険性を知っていたかどうか、もしくは転倒の原因となった何かが床の上にあったことを知る必要があるかどうかであると自らの理解を確認した。しかしながら、Gilmer は、ビデオを保存する決断がなされたとき、自分は「事件になるとは知らなかった」し、その時は、「彼 (Aldridge) は店で滑って転倒したという主張をただけだった」し、「この裁判を見越して」ビデオに関連する行為は取れなかった、と主張した。事実審裁判所は、陪審に対して破棄に関する以下のような説示を提示した。

「この事件において、Brookshire は、問題の発生の日の店舗監視ビデオの特定の部分の上に重ねて記録するというビデオ監視システムを認めていました。もしあなたがこの事件で問題となる関連する証拠を含んだそのような店舗ビデオの一部が保存されていないということを Brookshire が知っていたか、あるいは合理的に知るべきであった、そしてその保存されていないことが満足に説明されていないと判断するのであれば、あなたたちはそのような証拠が Brookshire に不利になるだろうと考慮することができます。」

結局、陪審は Aldridge の転倒を引き起こした Brookshire に直接的な過失が存在するとし、106万3664ドルの損害賠償を与えた。原審の控訴裁判所は事実

審裁判所の評決を支持し、事実審裁判所が証拠破棄の事実を認めたこと、また破棄についての説示を陪審に課したことに裁量権の乱用はなかったと判決した。

2. 争 点

本件の争点は、明確な意図なしに過失によっておこなった当事者の行為は、どのような場合にその行為が破棄行為だと認定されるのか、という点である。テキサス州最高裁は、第一に、過失の有無については、陪審の面前以外で裁判官によって決定されなければならない法律上の問題であり、第二に、証拠を保全する義務があるとき、そして故意又は過失でそれができなかったときの破棄を構成する当事者の行為について考慮する、と述べた。

3. テキサス州最高裁判決の多数意見

この多数意見は、Lehrmann 裁判官が執筆し、その見解に Hecht 首席裁判官、Green 裁判官、Johnson 裁判官、Willett 裁判官、Boyd 裁判官が同調したものである。

テキサス州最高裁（以下、州最高裁とする。）は、以下のように判示した。事実審裁判所は破棄に関する説示を含む、破棄に対処するための様々な救済を用いる広範な裁量権を持っている。⁽⁴⁾ 破棄に関する説示は重要な救済策とされるが、説示を行えば破棄行為と同じくらい厄介な方法で正式事実審理の公平性に影響を及ぼす可能性がある。我々が認識してきたように、疑われている破棄者に対する不利益を見つけたことに関する「説示そのものは、当事者に保存義務のある証拠がなかったということを補うために与えられているのである。」このような破棄に関する説示を与えることによって生じる残念な結果は、「たいの場合訴訟を終了してしまう」ことである。なぜなら（陪審への説示を）「乗り越えることは、破棄者に対して困難すぎる」からである。⁽⁵⁾

州控訴裁は、破棄に関する救済の正当性を評価する際に、基本的な枠組みに従っている。⁽⁶⁾ その枠組みは、Trevino v. Ortega 事件における Baker 裁判官の

(4) See Andrew Hebl, *Spoilation of Electronically Stored Information, Good Faith, and Rule 37(e)*, 29 N. ILL. U. L. REV. 79, 86 (2008).

(5) Zubulake v. UBS Warburg LLC, 220 F.R.D. 212, 219 (S.D.N.Y. 2003)

同調意見によって確立された。この分析的枠組みの下では、当事者は三つの要素を確立するならば、相手方当事者の証拠の破棄に対する救済を受けることができる。すなわちその要素とは (1) 提出する証拠を破棄したか、提出できなかった当事者がそれを保存する義務を有していたこと、(2) 証拠を隠滅するかまたはそれを提出できないことによって、過失的にまたは故意に義務違反をしたこと、そして (3) その違反が破棄していない当事者に損害をもたらすこと、である。⁽⁷⁾ 損害を評価する際に、Baker 裁判官は、裁判所は、蓄積されたその他の証拠が破棄された証拠に取って代わるものであるかどうか、そして破棄された証拠が「当該事件の重要問題 (key issues in the case)」を裏付けるかどうかという、破棄された証拠の関連性を考慮すべきである、と示唆した。⁽⁸⁾ そしてまた州控訴裁は、概して2つの状況で破棄についての説示を制限している、とした。その状況とは、(1) 関連する証拠についての当事者の意図的な破棄の場合、と (2) 当事者が関連する証拠の提出または非提出について説明ができなかった場合、である。

我々 (州最高裁) は、一方当事者による意図的な証拠の破棄は、「そうではないという反対の証拠を欠いているものである」と認識している。そしてそれは、そのことによって、破棄された証拠は破棄した当事者にとって関連し、有害であるという事実認定を支持するのに十分である。これは、すべてのことは不正行為者 (wrongdoer) に不利益に推定されるものだというコモン・ローの破棄に関する推定に由来する。逆に、過失による破棄の場合は、「破棄された証拠が示す何らかの証明」なしに、そのような認定を支持するのに十分とは言えないだろう。⁽⁹⁾

我々 (州最高裁) は、適切な救済を構成するための破棄についての説示を得るためには当事者は証拠を意図的に破棄した場合でなければならぬと考えているが、州控訴裁の一部では過失による破棄にも破棄についての説示を認めて

(6) See Trevino v. Ortega, 969 S.W. 2d. 950 (Tex. 1998).

(7) *Id.* at 955-58 (Baker, J., concurring).

(8) *Id.* at 958.

(9) *Id.* (Baker, J., concurring).

(10) *Id.*

いる。これは、テキサス州のコモン・ロー上の根拠を欠いている。⁽¹¹⁾ 第一に、我々は、破棄についての説示は当事者が証拠を故意に破棄する際に与えられるとはつきりと述べてきた。⁽¹²⁾ 第二に、単に証拠を過失的に破棄する人は、「加害者」の意識を欠いているし、それが相手方当事者に不利だというだけの理由で、証拠を過失的に紛失したり破棄した当事者がそうしたと推測させる説示をすることはほとんど意味がない。過失についての破棄の説示を認める裁判所は、破棄の抑止とそれに対する処罰の必要性が、説示に対する十分な根拠であるとする傾向がある。

そうはいうものの、「我々（州最高裁）は単なる過失だけれども、それは取り返しのつかない形で、破棄していない当事者から請求または抗弁を提示する重要な能力を奪ったことで損害をもたらす破棄行為であるならば、破棄についての説示が過度の行為になるとは思わない。したがって、このまれな状況（rare circumstance）において、たとえ事実審裁判所が証拠は単に過失によって紛失または破棄されたものであると決定した場合でも、同裁判所は破棄についての説示によって破棄していない当事者への極端で取り返しのつかない損害を救済するための裁量権を持つこともありうると判断する。（傍線は筆者）⁽¹⁴⁾」

しかしながら、ここまででのこの事案の分析の下で、事実審裁判所がそのような証拠の存在を認めたことと、それに関する説示を行ったことの両方が不適切だった。さらに、破棄の問題に関する相当量の証拠記録についての再検討をおこない、我々はどんなかたちであれ事実審が破棄に関する説示を行ったことは裁量権の濫用であった、と判示する。

また転倒前の数分間を示す映像の一部、および転倒後の1分間は保存されており、審理で陪審に示された。当該映像はこの時間枠の中で、様々な店舗従業員の行動を含め、転倒場所の周りの活動の様子を映し出していた。Aldridge は、自身が転倒した場所の近くに設置されていた Grab-N-Go によって容器外に漏

(11) See, e.g., *Adobe Land Corp. v. Griffin*, L.L.C., 236 S.W. 3d 351, 360-61 (Tex. App.—Fort Worth 2007, pet. denied).

(12) *Cire v. Cummings*, 134 S.W. 3d 835, 843 (Tex, 2004).

(13) See *id.*

(14) *Brookshire Bros. Ltd. v. Aldridge*, 438 S.W. 3d 9, 25-26.

れ出した油で滑ったという結論を確認した Brookshire の報告書を証拠として提出している。結局、Aldridge 自身が彼の転倒に関する状況がどうであったかについて長々と証言もおこなっている。であるからして、これらすべての入手可能な証拠に基づいて、Brookshire が追加のビデオ映像を保存しなかったことは、Aldridge から自身の主張を提示する重大な能力を取り返しがつかないほど奪ったものではなかった。

したがって、我々は、事実審裁判所が破棄についての説示を提示することにその裁量権の濫用があったと判断する。さらに、事実審裁判所は、そのような証拠が本案の重要事項とは関連せず、また Brookshire の過失を強調することが主な目的だったという限りにおいて、Brookshire が追加のビデオ映像を保存しなかったことに関する証拠の認定を行ったという点で誤りを犯したと判断する。

4. 結 論

Brookshire が問題になっているビデオを意図的に隠したり破棄したという証拠、あるいは Aldridge が審理において陪審に彼の主張を提示する重要な能力を奪われたという証拠がないため、我々は、事実審裁判所が破棄についての説示を提示したことに裁量権を濫用があったと判断する。したがって、我々は原審の判決を破棄し、この意見に従った再審理のために事実審裁判所に事件を差し戻す。

5. テキサス州最高裁の反対意見

なお、このテキサス州最高裁判決には、少数意見が付されている。少数意見の執筆者は、Eva M. Guzman (以下、Guzman とする。) 裁判官であり、Devine 裁判官、Brown 裁判官がこの意見に同調している。

Guzman 裁判官は、以下のように反対意見を述べた。裁判所は正義を施し、真実にたどり着くためのメカニズムとして存在する。過失的または意図的に行われようと、破棄は、この本質的な機能を脅かし、容認することはできない。今日、州最高裁は、破棄の枠組みを明確に述べていたが、有能な控訴審裁判所によって発展されてきた数十年に及ぶ破棄についての法的思考から重要な点で

逸脱した。そうすることで、州最高裁は破棄行為に関する適切な救済策を作り上げる事実審裁判所の裁量にかなりの制限を設け、破棄行為が規定された保存方針に従って行われる限り、その基準に依拠して関連する証拠隠滅を可能にするだろう、という基準を明確に述べたものである。

このような州最高裁の判断から、私は、制限された期間保存方針が当然になっている時代に、州最高裁の枠組みが証拠の不正な破棄を適切に救済するための必要な裁量を事実審裁判所に与えているとは考えないので、以下、反対意見を述べる。

今日、州最高裁は我々の破棄についての法的思考の中心的な構成要素、すなわち効果的な救済を構成する事実審裁判所の幅広い裁量を排除した。Wal-Mart Stores, Inc. v. Johnson 事件で、我々は同様に「事実審裁判官は、もしすべての証拠が入手可能ならば、当事者のその立場のおおまかな推測を行わせる適切な救済を与える裁量権を持つべきである。」と説明した。このように本件事案の決定以前には、事実審裁判所は、個々のそれぞれの事件の特定の事実や状況について、適当で、効果的な破棄についての救済をおこなう裁量権を持っていたのである。

州最高裁はかつて事実審裁判所が持っていた破棄を救済することについての裁量権を相当程度に奪うことに加えて、さらに州最高裁の示した枠組みは、単に実証されている破棄が当事者の既存の文書保存方針に従って発生したためということで、関連する証拠の隠滅に対して実質的に責任逃れをすることを当事者に認めてしまうことである。新しい技術と電子的に保存されたデータの増加の結果として、文書保存方針は現在、例外ではなくむしろルールなのである。

電子的に保存されている情報の急増および保存方針への依存の増加の結果は、破棄に対して一層深刻な「故意に目をつぶっていること (willful blindness)」という概念を作り出す。これまで以上に、現在、裁判所は、企業が「無分別に文書を隠滅したり、一見無害な文書保存方針によって保護されることを期待」できないことを確かめなければならない。しかしながら、その破棄の枠組みに関する州最高裁の(法的)適用は、まさにそのような破棄をする企業に対して

(15) See Wal-Mart Stores, 81 S.W. 3d at 812.

ドアを開けているのである。当事者は、将来に訴訟を起こされるような状況にもかかわらず、関連する証拠を隠滅するかもしれないし、すでに文書管理サービス業界で認められた文書保存方針の「有利性 (advantage)」からも離脱しているかもしれない。

我々の証拠破棄に関する枠組みは、それに対して利用可能であろう証拠を当事者に事前を選択できるようすべきでないし、限られた時間のあいだ情報を保存する見せかけの保存方針の下で、不利な証拠の隠滅に対する責任を免れさせるべきでもない。

したがって、訴訟当事者と公正な私たちのシステムにふさわしい破棄の枠組みは、違法行為に関わったときの救済を調整する裁量権を事実審裁判所に備えることによって、関連する証拠の保存を促進する。今日まで、そのような枠組みは、テキサス州に存在していたのに、最高裁が不必要にそれを廃止すると思われるので、私は謹んで反対意見を述べる。

筆者は、この少数意見がいずれテキサス州においても、多数意見に転じるようになると考えている。その理由について、以下の考察のところで触れる。

6. 考 察

本件は Aldridge が土地所有者責任理論の下で Brookshire を訴えた事件である。彼の滑って転倒したことに対する損失を償うためには、Aldridge は Brookshire が Aldridge の転倒以前に危険な状態について、実際のまたは推定的な認識（推定的認知ともいう。）を持っていた事実を示さなければならなかった。テキサス州法の下では、土地所有者責任を証明しようとするためには、危険な状態についての被告の認識が示せないと、原告は立証責任上最も困難な要素に直面することになる。訴訟で、Aldridge はこの立証のために追加のカメラ映像を保存し提出することを求めたが、Brookshire がそれに応じられなかったことは結局、証拠の破棄になると主張した。それゆえ Aldridge は陪審に破棄についての説示を要求した。陪審は、破棄の問題に関する証拠について聴取し、破棄に関する説示を聞き、そして潜在的に評議中に破棄について検討した。陪審は Aldridge の損害に関して Brookshire には責任があるとの評決を下し、それに基づき事実審裁判所は損害賠償を命じた。控訴裁は被告 Brookshire の

控訴を棄却した。

州最高裁は、破棄についての説示に関して制限的注文をつけた。すなわち証拠の破棄の問題について直面したとき、テキサス州の裁判所は、二段階の分析を行う必要があるとした。つまり、(1) 当事者の行為が破棄を構成しているかどうかを判断する、そしてもしそうならば、(2) 適切な救済策を施行する、と述べた。また州最高裁は、潜在的にディスカバリー可能な証拠へのアクセスを拒否された当事者を援助するために破棄についての説示を使用すべきかどうかという点について、破棄する当事者が、ディスカバリー可能な証拠を隠すために「特定の意図」を持っていたときのみそれを認めるべきであると述べた。しかし、州最高裁は、被害を受けた当事者が破棄についての説示なしに事件を解決できない「まれ」な状況、つまり別の救済策では十分でないならば、裁判所は、「過失」的状態 (“negligent” state of mind) であるとしても破棄についての説示を認める、と述べている。(傍線は筆者)

本件で州最高裁は、Brookshire の行為は証拠の破棄の水準に達してないと判断し、結局のところ、Brookshire は原告の求める監視ビデオを提出しなかったが、Brookshire がディスカバリー可能な証拠を隠蔽するという特定の意図を持っていたという証拠はないため、説示自体が事実審裁判官による裁量権の濫用であった、と判示した。本件は、再審理のために事実審裁判所に差し戻されたものである。

本件で明らかになったことは次のような点である。証拠の破棄については、まず、特定の意図の存在、不存在という点が注目され、特定の意図があったと認められる場合には、加害者に不利になるような破棄についての説示がなされる。次に、加害者の行為が、過失による破棄であった場合、その破棄した証拠が当該裁判の重要事実 (merits of the case) かどうかという点に着目する。そして破棄が、重要事実であれば、過失によるものでも破棄についての説示は認められる。しかし、裁判において重要事実でない、つまり被害者 (原告) が他に入手可能な証拠で事実の立証が可能であるならば、重要事実でない証拠の破棄についてまであえて破棄についての説示をする必要はないという考えを州最高裁は採用したことである。

州最高裁はこのように比較衡量的な考え方を採用し、証拠の破棄の重大性を

認識しつつも、その証拠が裁判でどれだけ重要なのかを考え、破棄についての説示で当事者に救済を求めるのか否かを判断している。しかしこの点につき、一定の評価は可能であるが、疑問も残る。というのも、被告によって破棄された証拠は、破棄されてしまった以上、原告は証拠として入手する権利があるにも関わらず、入手できず、その中身がどのようなものであったか検討することすらできないからである。アメリカのディスカバリー手続きは、当該裁判に関わる情報すべてを任意に当事者が提出し合う制度であるから、ディスカバリー手続きがある限り、本件においても被告は原告にすべての情報を開示しなければならないし、開示すべきである。その原則的な考えを裁判所が比較衡量的考えを持ち出し、判断することの意味が、この少数意見によって鋭く問われている。裁判所に許されているのは、証拠の不提出の際に違反した当事者には、それなりの制裁を加えることであろう。本判決のように、証拠の優越性を考慮すれば、ディスカバリー手続きの根幹にある目的が揺らぐのではないかという懸念がある。また、本件においても、破棄についての説示は、損害賠償額の増減に影響を及ぼしたことは十分に考えられる。そうであれば、本件原告のAidridgeにとっては、説示の存否が、きわめて重要な問題となる。

このような考えから、筆者は、本判決に付された反対意見に共感を覚えた。訴訟当事者が持つ証拠の質、量がその訴訟の勝敗を分けることは言うまでもない。その証拠収集作業がより公平でなければ、訴訟における真実探究という目的は達成できないのではないかと思うからである。